

生	03	11	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生保第544号
令和5年3月31日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

知事部局が実施する猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に係る立入検査との連携について

標記の件については、別添のとおり経済産業省製造産業局長から各都道府県知事宛てに依頼文が発出されたところ、今後、知事部局から猟銃等製造（販売）事業者への立入検査に当たり、同行等が求められることが考えられる。

よって、各警察署にあっては猟銃等による危害防止の重要性に鑑み、このような依頼があった場合には、

- 知事部局が行う立入検査の機会を利用し、同時に防犯指導を実施する
- 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第25条第2項に規定する、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共安全の保持のため特に必要があるときという要件を満たす場合には、同法に基づく立入検査を行う

など適切かつ積極的に対応されたい。

担当：生活保安課 営業・危険物係

経済産業省

20230309製局第1号
令和5年3月24日

各都道府県知事 殿

経済産業省製造産業局長

猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に係る報告徴収及び立入検査について（依頼）

平素より、猟銃等の適切な管理等の実施につきましては御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

猟銃等の取扱いに関して不適切な事例が発生したこと等を踏まえ、平成27年3月11日付け20150306製局第1号をもって依頼させていただきましたとおり、各都道府県における猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に対する立入検査の実施及び当省への情報共有をいただいているところですが、本年はG7広島サミットも控えている等、猟銃等を取り巻く社会状況はますます厳しくなっており、警察庁生活安全局保安課からも猟銃等の適切な管理の徹底について要請がありましたので、武器等製造法の趣旨に留意しつつ、より実効性のある形でのご報告をいただきたく、改めて下記について取り組んでいただくよう依頼致します。

記

1. 武器等製造法第24条に基づく報告徴収（毎年度1回以上）の実施
2. 武器等製造法第25条に基づく立入検査（毎年度1回以上を目安とし、その実施が困難な場合には、少なくとも2～3か年度に1回）の実施
なお、立入検査の実施に当たっては、必要に応じて各都道府県警察とも連携し、立入検査への同行等を求めることも検討願います。
3. 全許可事業者リスト並びに1. 及び2. の実施結果（別添様式）の経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課への情報共有（集計後、翌年度の6月30日までに）

以上

連絡先：経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課 武器等製造法担当
電話：03-3501-1692
E-mail：bzl-koukuuki-buki-uchuu@meti.go.jp